

意見提出者	富士通株式会社
-------	---------

1. 項目	I C T分野における建設業法の適用除外について
2. 既存の制度・規制等によってI C T利活用が阻害されている事例・状況	<p>I C T分野において、建設業法が適用されるのは</p> <p>1) 工事請負契約</p> <p>2) 上記契約外でも作業内容が建設業法に該当するの2点が挙げられる。</p> <p>1) については、屋外におけるI C T機器の設置時に付带的に発生する土木工事等の本来の意味での建設業法を遵守すべき場合を除き、同分野における建設業法の適用の除外（工事請負契約の適用の除外）を希望する。</p> <p>2) については、現行では屋内におけるL A Nケーブルの敷設やサーバ設置時の簡易な耐震等、通常の範囲内のI C T機器の設置作業でさえ同法が適用されることになり、利用者のコスト増の原因となっている。そのため、本来的に同法の適用が必要のない作業については同法の適用の除外を希望する。</p>
3. I C T利活用を阻害する制度・規制等の根拠	建設業法
4. I C T利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>1) I C T機器調達時における工事請負契約の適用除外（但し、本来的に不要な場合に限る）</p> <p>2) 本来的に必要でない作業への建設業法の適用除外の明文化が望ましい。</p>